

2017年8月26日(土)

市民の意識で見直す石木

石木川

第1号

8月26日(土)



共同発行/石木川の清流とホタルを守る市民の会・水問題を考える市民の会・石木川まもり隊・石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会・石木ダム建設に反対する川棚町民の会・石木ダム建設絶対反対同盟
連絡先/859-3603 長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷903番地 炭谷 猛方
(電) 0956-83-2273
(メール) farm.no.dam.takeshi@ivy.ocn.ne.jp

長崎県、工事再開を強行 知事と住民の話し合い実現できず

地元の思いと現場の実情を直接知事に訴えたいとの願いを県は、事实上拒否しました。

←石木ダム建設事務所での話し合いに集まつた地権者・支援者
(8月17日)



長崎県は2010年3月24日から石木ダムの付替え道路工事に着手しましたが、地権者等の抗議行動により何回も中断しました。第4次の工事着工後、2017年1月29日には早朝6時30分頃、重機等を搬入したのを手始めに、現地で警報が駆け付けた回数も十数回にのぼります。

そして、地元との協定を無視して7月28日の真夜中に重機等を搬入する中で、知事に地元民の思いと現場の状況を直に伝えたいという住民等の意向と、現場の安全管理を危惧したダム事務所長の意向が噛み合ひ、石木ダム建設事務所で双方出席の上、事前協議が持たれました。

第一回目は8月1日、3時間半の長丁場でも結論は出ず、内容を持ち帰り知事に報告して8月7日に回答を受けます。

工事現場と現場事務所は、ネットや鋼板の塀で囲み監視カメラを十数台取り付けた異常なものです。現場では県職員

員・業者対抗議行動者の間で一触即発の空気が漂い、衝突が頻繁に起こり負傷者も出ています。熱中症で危険な状態も生まれました。110番通報で警察が駆け付けた回数も十数回にのぼります。

明らかに県の意向だけを優先した回答です。工事を強行しながら同時に話し合いなど出来るはずがありません。

それでも、地権者側は粘り強く、自分たちも持ち帰り検討等は認めない」

8月17日に行われました。「8月18日から工事を再開し、話し合い中も工事は中止しない。知事との話し合いは代理人等を除いて非公開で行い、生活に関することや気持ちを聞くだけに留める。録画

13世帯の地権者と一世帯ごとに、自宅以外の静穏な所で、回答は次のようにありました。

「8月18日午前3時頃、有吉石木ダム事務所長が夜中に重機を搬入し、住民に抗議される」という回答でした。

現場で対峙するのは30～40歳代の県職員や業者に対し、住民側は60歳代後半から80代の老人です。不測の事態などどこ吹く風、県はケガ人や病人が続出して反対者が疲れ果てるのを目指しているとしか思えません。

でも私たちは、また明日から基本的人権を守る闘いの正念場へ、命を懸けて抗議行動に出るしかないのです。ご支援下さい。皆様の声を長崎県に届けて下さい。

6:18



夜中に重機を搬入し、住民に抗議される有吉石木ダム事務所長(7月28日、午前3時頃)

石木ダム建設工事差し止め訴訟・原告の訴え

ダム建設に翻弄されない普通の生活がしたい

意見陳述書

原告 石丸キム子



1 はじめに
ウゲイスやホトトギスのな
き声、せせらぎの音、さわや
かな風、緑の木々…ほたるの
乱舞、目を瞑つて想像してく
ださい。川原がどんな所かを
…。

これはお金に変えることの
できない大切なものです。そ
して地元住民だけのものでも
ありません。ほたる祭りに懐
かしい料理・二ユーメや山菜
料理を求めて多くの人が来る
ことや夏になると町内外遠く
は長崎市からも川遊びに子供

たちが来ることがそのことを
物語っています。川原はみん
なの宝・財産なのです。
私がこの川原に嫁いで42年
になります。その頃友人に
「ここは山あり、川あり、海
ありと自然いっぱいととても
住みやすい所です」と手紙を
書いた記憶があります。

2 解消されない疑問

この静かな日本の原風景と
言われる川原に『石木ダム建
設が持ち上がったのが196
2年。55年・半世紀以上が経
つていますがダムはできてい
ません。これこそが石木ダム
が不要な証拠です。本当に石
木ダムが必要ならもうとつく
に完成しているはずです。

「何で、どうして、半世紀以
上経っても建設されていない
ダムに人生を翻弄されなくて
はならないのだろう」。「人
素朴な疑問があります。

私達は55年の間、長崎県に
ことごとく騙されてきました。
1982年、当時の高田知
事は『地元住民に連絡なしで
は強制測量は行わない』と言
いました。

中、石木ダム建設が見直さ
れないのはどうしてだろう。
一般的の会社でしたら見直され
廃止になっているはず、税金
で行われる公共事業、どうし
て立ち止まって見直されない
のだろうか」と。

疑問を解消しようと石木ダ
ム建設の目的である利水・治
水で説明を求めてきました。
私達も素人ながら専門家や佐
世保市民の方の協力を得て勉
強し石木ダムは要らないと確
信しました。しかし、長崎県
はダム建設に異常なまでに固
執しています。それは『石木
ダム建設有りき』の検証では
つきりしました。形式ばかり
の検証で全く納得がいきませ
んでしたし、疑問は解消され
ていません。そればかりか長
崎県に対する猜疑心ばかりが
残りました。

長崎県がダム事業を推し進
める後ろ盾は2013年9月
に告示された事業認定です
が、そこにも『地元住民の理
解を得ること』とただし書き
が付いています。しかし、理
解を得る努力は全くしていま
せん。ある職員は「『全員の
理解を得よ』とは言っていた
職員の監視付きで、地域住民

1972年、長崎県知事と
地元住民は「石木川の河川開
発調査に関する覚書」で『地
元の了解なしではダムは造ら
ない』と約束しています。
1982年、当時の高田知
事は『地元住民に連絡なしで
は強制測量は行わない』と言
いました。

2014年7月11日、中村
知事は川原公民館に来て私達
と話をしました。双方の見解

は平行線でしたが、中村知事
は何度でも会うと約束しまし
た。しかしその後一度も会つ
てもくれませんし説明もあり
ません。

長崎県は『「説明」は何度

もした。聞く耳がないではな
いか』と言います。彼らの言
う「説明」は人の弱みに付け
込んで飲ませ食わせの酒食接
待をすることや、補償金の説
明なのです。根拠が十分に説
明されていないのに、補償金
の話など出来るはずがありま
せん。

工事差し止め訴訟

9月19日 (火) 14:00~
長崎地裁佐世保支部
(門前集会13:30~)

報告集会 (裁判終了後)
中部地区公民館研修室

事業認定取消訴訟

9月4日 (月) 11:45~
長崎地裁 (門前集会11:00~)

報告集会 (裁判終了後)
長崎地区労会館 2階大会議室

4 近時の工事の実情につ
いて
現在ダム本体工事と繋がる
付け替え道路工事が行われて
いますが、現場は11台の監視
カメラを設置すると共に、県
職員の監視付きで、地域住民

また、6月19日早朝3時頃、付け替え道路の現場事務所建設の為に大型トラックが通行しました。ここを通る県道は地元石木郷と採石組合の間で『公害防止協定』が締結され、大型トラック等は午後6時半から翌朝7時迄は通行できないことになつていまです。このような合意を指導し、採石業の許可や行政指導を行つてゐる長崎県自体が、自ら指導して締結された協定を守らないのです。加えて県



みなさん、NHK WORLDってご存知ですか？NHK国際放送局が世界と日本を繋ぐニュースの窓口です。

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/> をクリックしてみてください。アジアや欧米はじめ世界中のラジオやテレビやビデオが視聴でき、また、日本のニュースもNHK NEWSLINEで見ることができます。（もちろん英語で）

8月10日の朝8時のニュースで、なんと石木ダムの現状がここで放送されたのです。

世界に向けて、日本政府や地方自治体は、ダム建設のために13世帯の家を水の底に沈め、暮らしを破壊しようとしていることが発信されたのです。

このニュースを見た世界の人は驚くでしょうね。日本って、そんな国だったのー！？と。映像だけでも大体理解できますが、英語のヒアリングOKの方は特に見てみてください。

保存されたニュースは「トップページ→News→Japan」でご覧になれます。

U R L はこちらです→<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/news/videos/20170810085050611/>

然破壊しました。そして、県職員は、「河川管理者は長崎県であるので何の許可も地域住民への説明も要らない」と言い放ちました。適正な手続を踏まず、周囲への影響も全く考慮せず工事が進められているのです。起業者である長崎県・佐世保市の能力が疑われます。

5 工事よりも話し合いですべき

現在、長崎県はなりふり構わず公の立場であるというプライドも脱ぎ捨てて『ダム建設という目的』のために突き進んでいます。ダム建設といふ目的のためなら手段は選ばない、何でもする権力者のおどりです。

「日本国憲法32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」とあります。現在、事業認定を取り消すことを求める裁判が進行していますが、石木ダム建設のための工事が進んでいます。現実には裁判を受けている間に工事が進み既成事実が積み上げられているのです。これでは何のために裁判を受けているのか分かりませ

6

司法の場で長崎県に『無駄な公共事業を見直す勇気』、『成熟した大人の日本・長崎県政』へと舵を切るチャンスを与えてください。

長崎県の工事の強行で、川原のみんなはとても苦しんでいます。工事を止めることだけが地域住民を救う唯一の方策なのです。生きる権利、人権を守ってください。健康で文化的な生活ができるよう一刻も早い工事差し止めを切望します

ているのです。まず長崎県は原点に戻り住民に納得のいく説明をすべきです。何千回、何万回でも説明をして悪いはずはありません。その努力をするのが長崎県の責任であります。それがこの問題を円満に解決する早道で

ん。工事を止めない限り、裁判を受ける権利が本当に保障されていることにはならないと思います。今すぐにでも工事を差し止めて話し合いをして頂きたいのです。

このままでは『行政代執行』へと繋がります。私達だけではなく、他の多くの被験者も同じです。どうぞお手

る訳ではありません。普通の生活をしたい。ダム建設に翻弄されない普通の生活をしたいのです。田畠を耕し、旅行や趣味を楽しんで静かな余生を送りたい。そして先祖が残してくれた住み慣れた川原に住み続け、この豊かな自然と

石木ダム工事差止訴訟第1回口頭弁論

地権者、声詰まらせ陳述

7月10日(月)、石木ダムの工事差止訴訟の第1回口頭弁論が長崎地裁佐世保支部でおこなわれました。

この訴訟は今年3月6日に地権者を含む608名の原告

←猛暑の中、現地での抗議行動と同時に門前集会を開催(7月10日、長崎地裁佐世保支部)

が提訴したもので、昨年12月、工事差止の仮処分が却下されたことを受け、緊急性が問われない本訴に踏み切ったのです。

しかし、県と市側は請求棄

却を求め全面的に争う姿勢を示しました。答弁書によると

「治水や利水の観点からダム工事は必要」で「工事は取得済みの範囲の土地で進めており、権利の侵害はない」などと主張しています。今進めて

いる工区だけは取得済みであっても、その先に反対地権者の土地があるのです。寸断された道路を造っても税金の無駄遣いになるだけです。ましてや水没予定地には反対地権者の家が13軒もあるのですから、本体工事になど入れる訳がありません。あまりにも近視眼的な行政の姿勢には驚き

です。権利侵害の有無についても、仮処分の時のように議論を避けることなく、この裁判の中できちんと論じてもらいたいものです。

今回は、原告側から5名が意見陳述しました。地権者の石丸キム子さんは「ダム建設に翻弄されない普通の暮らしをしたい」と訴え(2~3Pに意見書の全文掲載)、佐世

保市民の松本美智恵さんは「水不足とは感じていない。ダムよりも漏水対策こそ必要」と訴え、3人の弁護士は

ダム事業の本質的な問題点や人権侵害、覚書違反などについて述べました。傍聴席から度々拍手が起り、裁判長から「気持ちはわかりますが、拍手は禁止されています」と制止されました。

報告集会で馬奈木弁護団長は、「戦後生まれた日本国憲法によって初めて一人ひとり

の私有財産が守られるようになつた。しかし、大きな利益のためには個人のそれは守らなくても良いという考えは戦前と変わっていない。それを公共の福祉と言っている。その考えが強制収用を可能にしている。とはいえ、これまでのような事例は少ないし、犠牲となつたのはせいぜい一人か二人だった。しかし石木ダムの場合は13世帯54人。これは戦後の歴史の中で特筆すべきことであり、決して許されない。日本は法治国家だ。

法治国家とは、国民が法を用いて国家を支配すること。私たちには今、石木ダム訴訟の中でそれを実践している」と解説し、参加者は大きく頷いていました。

次回は9月19日(火)、14時からです。

→事業認定取り消し訴訟裁判後の報告集会(7月31日、新興善メモリアルホール)



と反対し、次回期日までに意見書を提出する方針を示しました。

国民が政策の問題点を指摘し、それを立証しようとすると、それを阻もうとする国。都合の悪いことは、記録にありません、記憶にありませんと逃げる現政権のやり方と同じです。こちらも断じて許すわけにはいきません。

次回は9月4日(月)、11時45分からです。ご注目ください。